

設備投資により生産性向上・賃上げに取り組む事業者を支援します

賃上げ表明を位置付けた「先端設備等導入計画」の認定を受けた市内中小企業者が、当該計画に基づく設備投資を行う場合に、設備導入に係る経費に対して最大500万円を補助します。

制度の概要

【対象設備】

当該計画に基づき導入する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備

※当該計画において固定資産税等の課税標準の特例の対象となるもの（設備の種類に応じて最低取得価格の設定があります。）

※消費税及び地方消費税、振込手数料は補助対象外

【補助率・補助上限額】

補助率：対象経費の2分の1まで 上限額：500万円

【対象者】

次のすべての要件を満たす者

- ①中小企業等経営強化法第2条第1項における「中小企業者」
- ②令和7年4月1日以降に先端設備等導入計画の認定（変更）申請を行い、久留米市の認定を受けていること
- ③上記計画において、雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げを実施する方針に従業員に対して表明していること
- ④市税の滞納が無いこと
- ⑤みなし大企業でないこと 等

受付期限

12月28日(月)

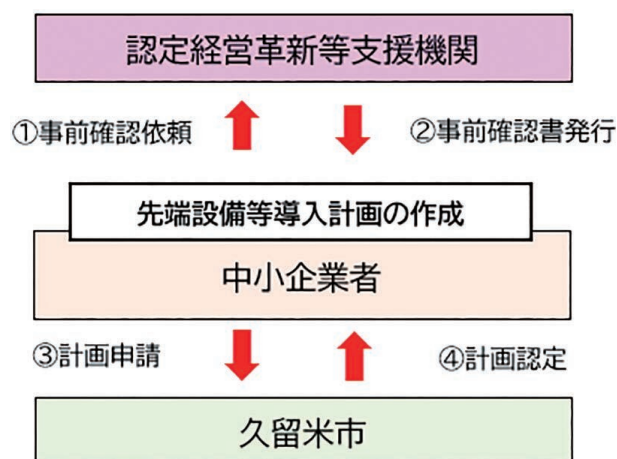
※期間内であっても、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

留意事項

- ・補助金の交付決定前に契約・発注した経費は、対象外となります。
- ・他の機関・制度から助成を受ける経費は、対象外となります。
- ・申請にあたっては、要綱、申請の手引き、Q&Aをよくご確認ください。

先端設備等導入計画について

- ・「先端設備等導入計画」は、中小企業が設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画です。
- ・認定経営革新等支援機関からの事前確認を受けた上で、所在する市区町村に「先端設備等導入計画」の申請を行い、認定を受けることができます。
- ・認定を受けると税制支援や金融支援などを活用することができます。



先端設備等導入計画の主な要件

計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	計画期間において、直近の事業年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
設備の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

固定資産税等の課税標準の特例

適用要件	・雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針 ・投資利益率5%以上の投資計画に記載
特例措置	・1.5%以上の賃上げ表明： 3年間、課税標準を1/2に軽減 ・3%以上の賃上げ表明： 5年間、課税標準を1/4に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備

